

## ■ クラブ会員会則

2025年5月1日改定

	改定	現
第17条	②刺青のある者（タトゥシール、タトゥーペインティング等、刺青と一見判別が付かないものを含む）。但し、本クラブ（本クラブ諸施設以外の場所で開催される、会社主催のイベントを含む。以下本号において同じ。）において刺青の全てを隠すものとし、かつ刺青を隠す方法、態様、その他一切に関する会社およびスタッフの指示に従うことを条件にして、本クラブを利用できるものとする	刺青のある者（タトゥシールを含む）。但し、別途会社が定める基準に従い、会社が認める場合を除く

## ■ 館内規則

2025年5月1日改定

浴室	オムツ（以下、失禁用パット含む）を使用中の方の浴室エリア（以下、シャワーブース、脱衣所等を含む）のご利用はできません。なお、オムツを使用中的の方、周囲に悪臭を発する方、公衆衛生上の観点から利用が困難と当社が判断する方、その他当社が利用禁止が必要と認める場合には、浴室エリア以外の更衣室、スタジオ等当社が指定する範囲の利用を禁止する場合があります。	（追加）
浴室・プール等利用の注意点	浴槽やプールに入ったままでの水分補給はお控えください。	（追加）
マシンジム	トレーニング器具を損傷させる、公序良俗に反する、他のお客様の安全を損なう恐れのある服装での運動はご遠慮ください。	（追加）
備品の紛失・破損	備え付けの備品の用途に合わない使い方、必要以上の使用量の利用はお控えください。	（追加）
携帯電話・スマートフォン・タブレット端末などの利用について	ロッカー内での撮影、また撮影を疑われる行為は禁止しております。	ロッカー内は、タンニングマシン（男性のみ）、自動販売機前でのキャッシュレス決済機能を除く全ての操作を禁止しております。

館内コンセントの 使用	本クラブの指定する箇所、用途に従ってご利用ください。	
----------------	----------------------------	--

# クラブ会員会則

## 【定義】

### 第1条

本会則によって定める条項は「メガロス」（以下メガロスという）、「メガロススイミングスクール」「メガロステニススクール」「メガロスミライクスクール」「メガロスアフタースクール」等各種スクール（以下スクールという）（以下メガロス及びスクールを総称して本クラブという）に適用されるものとする。

## 【目的】

### 第2条

本クラブは本会則に則り、本クラブ会員がクラブの施設を利用し、技術力の向上、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

## 【管理運営】

### 第3条

本クラブの全ての施設は「野村不動産ライフ&スポーツ株式会社」（以下会社という）が経営し、管理運営にあたる事務所を各施設内におく。

## 【会員制度】

### 第4条

本クラブは会員制とする。

2. 本クラブに入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければならない。
3. 会員の本クラブの諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
4. 会員は、本クラブ諸施設を利用するときは、常に会員証を提示しなければならない。

## 【入会資格】

### 第5条

本クラブの入会資格は以下の通りとする。

- ①メガロスにおいては別途定める場合を除き年齢満16歳以上または高校生以上（但し中学生会員については中学生以上）、スクールにおいては各コース別に定められた資格に該当する者で、本会則に従う者。
- ②会社所定の確認書により、本クラブ諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを、自らの責任のもとに会社へ申告した者。
- ③第17条各号に該当しない者（但し妊娠している者が、マタニティプログラムに入会する場合を除く）。

## 【会員資格】

### 第6条

本クラブへの入会を希望する者は、第4条第2項の契約が完了し、規定の料金の納入により、合意した期日から会員資格を取得するものとする。

## 【未成年者の取扱い】

### 第7条

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

## 【会員資格譲渡等の禁止】

### 第8条

本クラブの会員資格は、本会則に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできない。

## 【入会金・事務登録料・会費・手数料等】

### 第9条

会員区分に従う入会金、事務登録料、会費、手数料等（以下「会費等」という）は別に定める。

2. 会員は別に定める会費等支払期日までに、それぞれの会費等を払込まなければならない。なお、支払いに要する費用は会員の負担とする。

3. 一旦納入した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。

4. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。なお、消費税等の変更など消費税法等の改正等がされる場合、会員の負担は当該改正等の内容に従い変更される。また、年一括払いによる場合、当該改正等が適用される期間に相当する部分の会費等に賦課される消費税等については、会員が当該改正等の内容に従い負担するものとし、会社の指示に従い当該負担を前払いするか、差額を追加で負担する。

## 【ビジター等】

### 第10条

会社は会員の同伴により会員以外の者（以下ビジターという）、本クラブの入会を検討している者、その他会社が認めた者に、本クラブ諸施設を利用させることができる。

2. ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとする。

## 【諸規則の遵守】

### 第11条

会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則、およびその他規則、諸手続きにあたってのご案内等を遵守しなければならない。

2. 会員は、本クラブの施設内及び周辺において、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- ①酒気を帯びての入館
- ②他の会員の諸施設利用を妨げる行為
- ③施設スタッフの指示に反する行為
- ④他の会員を含む第三者（以下「他の方」という）や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷する行為
- ⑤他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束したりする等の暴力行為
- ⑥大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞いだり、唾を吐いたりする等の威嚇行為や迷惑行為

⑦物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の方や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑を感じる危険行為や迷惑行為

⑧本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や持ち出し

⑨他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたりする等の行為

⑩正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑行為

⑪痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為

⑫刃物など危険物の施設内への持ち込み

⑬物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動

⑭高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み

⑮動物の施設内への持ち込み

⑯本クラブの秩序を乱す行為

⑰その他法令または公序良俗に反する行為、会社が会員としてふさわしくないと認める行為

3. 会員が前各項のいずれかに違反した場合、会社はその会員を退館させることができる。

4. ビジターは第10条により本クラブ諸施設を利用する際、前各項に基づき負担する義務と同一の義務を負うものとする。

#### **【損害賠償責任免責】**

##### **第12条**

会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。

2. 本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わないものとする。

3. 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わない。

#### **【会員等の損害賠償責任】**

##### **第13条**

会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

#### **【会員資格喪失】**

##### **第14条**

会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④号については該当事由の

発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。

①会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合

②第15条により除名された場合

③第17条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合

④会員本人が死亡した場合

2. 経営上やむを得ない事由により本クラブ施設の全部を閉鎖した場合、当該時点にて会員は会員資格を喪失するものとする。
3. 経営上やむを得ない事情により本クラブ施設の一部を閉鎖した場合、以下の場合を除き、当該施設の入会手続きを行った会員は、閉鎖した時点にて会員資格を喪失するものとする。
- ①閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に該当し、閉鎖するまでに、会社の指定する手続きを行った場合
  - ②閉鎖した施設以外の本クラブ施設を利用できる会員に変更を希望し、閉鎖するまでに、会社の指定する手続きを行った場合
4. 会員が前各項により会員資格を喪失した場合、会社は、受領済みの会費から会社所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額がある場合は、これを遅滞なく会員に返還し、その他の入会金、事務登録料、手数料等については返還しないものとする。なお、第1項の場合、年一括払いの会員については、会社所定の方法により既経過期間に相当する部分の会費を計算するに当たっては、月会費の金額を基準とするものとする。

#### **【会員除名】**

##### **第15条**

会員が次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することができる。

- ①本会則、およびその他規則、諸手続きにあたってのご案内等に違反した場合
- ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合
- ③会費等の支払いを怠った場合
- ④会社に対し虚偽の申告・申出・届出等をしたことが判明した場合
- ⑤第11条第3項に基づく退館指示を繰り返し受けた場合
- ⑥第17条第1項各号のいずれかに該当することを偽って施設を利用した場合
- ⑦前各号の他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合

#### **【施設の一時的閉鎖・一時的休業】**

##### **第16条**

次の場合会社は、本クラブ諸施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。その場合、第

- ④号または第
  - ⑤号を除き、1週間前までにその旨を告知する。
  - ①定期休業等による場合
  - ②会社が特別行事を開催する場合
  - ③施設の増改築、改修、改装、修繕または点検によりやむを得ない場合
  - ④気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合
  - ⑤前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合
2. 前項の告知は、本クラブ施設内に掲示または本クラブ施設内に設置するデジタルサイネージ等に掲載し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを会員に告知するものとする。

3. 第1項の措置により会員の会費等支払い義務は、軽減または免除されない。但し、2週間を超えて閉鎖若しくは休業となる場合または法令に定めのある場合は、その期間に相応する会費を減額する。

#### 【利用の禁止】

##### 第17条

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

- ①暴力団関係者本会則、およびその他規則、諸手続きにあたってのご案内等に違反した場合
  - ②刺青のある者（タトゥシール、タトゥーペインティング等、刺青と一見判別が付かないものを含む）。但し、本クラブ（本クラブ諸施設以外の場所で開催される、会社主催のイベントを含む。以下本号において同じ。）において刺青の全てを隠すものとし、かつ刺青を隠す方法、態様、その他一切に関する会社およびスタッフの指示に従うことを条件にして、本クラブを利用できるものとする
  - ③伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
  - ④一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。但し、会社が認める場合を除く
  - ⑤判断能力・身体能力の欠如・不十分、疾病、高齢などにより施設を一人で利用できないと会社が判断した者
  - ⑥医師から運動または入浴を禁じられている者
  - ⑦妊娠している者（マタニティプログラムは除く）
  - ⑧本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した者
  - ⑨過去に会社より除名等の通告を受けた者または本クラブ以外の会員制スポーツクラブ等より除名等の通告を受けた者。
- 但し、別途会社が定める基準に従い、会社が認める場合を除く
- ⑩前各号の他、正常な施設利用ができないと会社が判断した者

2. 会員は、前項各号に該当し、または該当する可能性が生じた場合、直ちに会社に届け出るものとする。

3. 前項の届出を怠ったため、会員が事故を起こし、あるいは損害をこうむった場合には、会社はその責を負わない。

#### 【変更事項の届出】

##### 第18条

会員は、氏名、住所、電子メールアドレス等の連絡先、その他入会時登録事項に変更があった場合には、速やかに会社が指定する手続きを行うものとする。

2. 会社の会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に行うものとし、第1項の届出を怠ったため、会社からなされた諸通知等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 【諸会費の変更】

##### 第19条

会社は、第9条に基づいて会員が負担すべき会費等を、変更することができる。但し、会費については、変更開始日の前々月15日までに会員に告知するものとする。

2. 前項の告知は、本クラブ施設内の所定の掲示場所に掲示または本クラブ施設内に設置するデジタルサ

イネージ等に掲載し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを会員に告知するものとする。

#### **【会則の改定】**

##### **第20条**

会社は、必要に応じて合理的な範囲で会則等の改定を行うことができる。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

2. 会社は、会則等の改定を行うときは、会則等を変更する旨変更後の会則等の内容及び効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに本クラブ施設内に掲示または本クラブ施設内に設置するデジタルサイネージ等に掲載し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを会員に告知するものとする。

2025年5月1日改定



# 館内規則

安全・衛生・設備管理上、次の各事項をお守りください。

## 施設利用において

運動及びスポーツは、体調の急変等を伴うものですので、本クラブの利用においても、運動器具での怪我や床濡れによる転倒等、危険を伴う状況があることをご理解のうえ、事故にあわないよう各自の責任においてご利用ください。

## チェックイン・チェックアウト

施設ご利用時はチェックイン、退館時はチェックアウトを必ず行ってください。チェックイン（アウト）には会員証が必要です。会員証をお忘れの場合は、原則ご利用をお断りいたします。ただし、本人確認ができ、所定の手続きをしていただくことで、ご利用できる場合もございますので、スタッフまでお申し付けください。尚、スタッフ不在時は対応できませんので予めご了承ください。

24時間会員様等は、セキュリティ会員証（カード）による入館をもってチェックインとなります。

会員証、セキュリティ会員証（カード）を紛失した場合は、再発行手続きが必要です（有料）。

## 盗難防止

荷物はご自身で管理をお願いいたします。盗難防止のため、ロッカー利用時は、必ず施錠してください。ロッカーキーは、紛失しないように常に身につけてご利用ください。また、来館時は、極力貴重品をお持ちいただかないようお願いいたします。貴重品は、貴重品ボックス（一部店舗・深夜・早朝時間を除く）をご利用ください。

## トラブル禁止

館内利用時は、互いに譲り合いの精神を持ってお願いいたします。特に、マシンやストレッチマットの占有、プールのレーン内に留まっての長話、これらの場所での休憩はご遠慮ください。大きな声でのおしゃべり、他の方への誹謗中傷、暴力行為や迷惑行為は固くお断りいたします。

## 営利目的利用の禁止

物品の販売や運動指導等、営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うことはお断りいたします。また、非営利目的であっても、これらに類する行為は、第三者に誤解を与えるおそれがあるため、許可なく行うことは禁止いたします。

## ロッカールーム

ロッカーの使用は「在館中、お一人様一箇所のみ」ご利用いただけます。

## 浴室

シャワーブース、カラン、脱衣棚などの場所取りは禁止いたします。破損による怪我防止のため、浴室へのガラス製品の持ち込みは固くお断りいたします（ガラスレンズでなければメガネ着用可）。また、事故防止と衛生の為、浴室での貴金属類の着用は、ご遠慮ください。毛染め、洗濯、歯磨きも含め禁止いたします。

オムツ（以下、失禁用パット含む）を使用中の方の浴室エリア（以下、シャワーブース、脱衣所等を含む）のご利用はできません。なお、オムツを使用中の方、周囲に悪臭を発する方、公衆衛生上の観点から利用が困難と当社が判断する方、その他当社が利用禁止が必要と認める場合には、浴室エリア以外の更衣室、スタジオ等当社が指定する範囲の利用を禁止する場合があります。

## サウナ（設置店対象）

サウナの中では、ご自身のタオル等を敷いてご利用ください。タオル類以外の持ち込みは禁止いたします。垢すり・塩もみ・オイル・ラップの使用、サウナスーツ等を着用しての利用は固くお断りいたします。

また、サウナ利用の際は、他のお客様と譲り合って、静かにご利用ください。

浴槽は、かけ湯などで必ず汗を流してからお入りください。衛生上、頭まで潜るなどの利用は禁止いたします。

## 浴室・プール等利用の注意点（設置店対象）

浴室やプールの利用後は、体についた水気をタオルで十分に拭いてからロッカールームにお戻りください。

浴槽やプールに入ったままでの水分補給はお控えください。

浴室、シャワーブース、プールエリア等の水まわりエリアへの持ち込みは禁止いたします。誤ってガラス製品を持ち込んでしまいガラスの破損、破片が浴室・プールに落ちた可能性がある場合は、復旧に伴う費用を請求いたします。

## プール（設置店対象）

必ずスイミングキャップをご着用ください。事故防止と衛生の為、貴金属の着用はご遠慮ください。

メガネ（ガラスレンズ不可）でも、ウォーキングコース及びスパエリアはご利用いただけます。防水仕様の携帯ミュージックプレイヤー、活動量測定機能付きのウェアラブル端末もご利用いただけます。

飲み物は、瓶以外の割れにくい蓋つき容器でお持ち込みください。

必ずシャワーを浴びて、化粧・整髪料・汗等を流してからお入りください。プールエリアは素足でご利用ください（プール専用滑止付サポーターの利用は可）。

コース表示に従い、前方と十分な距離をとってコース右側を遊泳ください。飛び込みは一切禁止いたします。備え付け以外の練習用器具の持ち込みはご遠慮ください。

## マシンジム

裸足・サンダル・革靴・ヒールなどでのご利用はお断りいたします。屋内シューズにてご利用ください。トレーニング器具を損傷させる、公序良俗に反する、他のお客様の安全を損なう恐れのある服装での運動はご遠慮ください。

マシンやストレッチマットについてご自身の汗は、備え付けのタオルで拭いてください。

飲み物は、瓶以外の割れにくい蓋つき容器にてお持ちください。

予約制のマシンは、備え付けの予約ボードに終了時間を記入のうえ、ご利用ください。

## トレーニング機器等の使用上の注意

トレーニング機器・備品の利用の際は、各機器等に備え付けの使用上の注意事項がある場合はこれらをよく読み、守ったうえで周囲の安全に配慮ください。

トレーニング機器の内部や下に手足をいれたり、横向きに倒したり、本来と異なる体の向きで使う等、本来の使用方法和異なる使い方は危険ですので、おやめください。

ウェアや靴のひも、タオルなどが、トレーニング機器の可動部分にふれたりはさまれたりしないようご注意ください。

## スタジオ（設置店対象）

スタジオレッスンの途中入場、本人以外の場所取り行為は禁止いたします。定員制のプログラムには、スタジオ WEB 予約システムでご予約のうえ、ご参加ください。（一部プログラムは除く）

## 駐車場・駐輪場等（設置店対象）

駐車場等で起きた事故・トラブルについては、当社の責に帰すべき事由を除き、ご自身の責任となります。

## 備品の紛失・破損

各機器・備品の利用の際は、各機器等に備え付けの使用上の注意事項がある場合はこれらをよく読みお守りください。ロッカーキーやレンタル用品等を紛失・破損した場合は、お客様にご負担いただきます。備え付けの備品の用途に合わない使い方、必要以上の使用量の利用はお控えください。

## 忘れ物

館内の忘れ物は、フロントで保管いたします。一定期間保管し、その間にお引き取りのないものについては、処分させていただきます。

## お食事

指定された場所以外での食事はご遠慮ください。匂いの強いものは、他のお客様のご迷惑になりますのでご遠慮ください。

## 喫煙

館内は、全面禁煙です。電子タバコ・無煙タバコを含む、喫煙行為は固くお断りいたします。

## 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末などの使用について

これらの機器の使用は、マナーモードにてご利用ください。また、指定された場所以外での撮影・録音は禁止です。ロッカー内での撮影、また撮影を疑われる行為は禁止しております。

テニス・スイミングスクールを含む、全てのレッスンで携帯・スマートフォン・タブレット端末などによる撮影・録音もお断りしております。

## 館内撮影

指定された場所、期間以外での撮影は禁止です。また、撮影の際には他の方の写り込みがないようお願いいたします。

## 館内コンセントの使用

本クラブの指定する箇所、用途に従ってご利用ください。なお、充電器等の貸し出しはございません。

## 非常時の対応

災害発生時は、スタッフの指示がある場合には従い、落ち着いて行動してください。スタッフの指示がない場合は、ご自身の判断にて避難経路より避難してください。

万一の場合に備え、あらかじめ非常口や避難経路をご確認ください。

## 臨時休業

自然災害や安全管理上の都合等により、止むを得ず営業時間を変更、または臨時に休業とする場合がございます。その際は、本クラブ施設内に掲示もしくはデジタルサイネージ等に掲載し、かつ「当社の」ウェブサイトにてお知らせいたします。

## その他

必要に応じて上記以外に施設利用上のルールを定め、本クラブ施設内に掲示もしくはデジタルサイネージ等に掲載し、ご案内することがございます。また、スタッフから直接お声がけをさせていただくこともございます。ご協力くださいますようお願いいたします。

2025年5月1日改定